

集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを  
求める意見書

日本国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」としている。

そして、内閣法制局長官は、国会で憲法や法律の政府統一見解について答弁してきたが、集团的自衛権については、「行使ができないのは憲法9条の制約である。わが国は自衛のための必要最小限度の武力行使しかできないのであり、集团的自衛権はその枠を超える」（1983年4月、角田内閣法制局長官）とし、憲法上許されないとしてきた。

また、これまで政府は、憲法9条2項があるため、自衛隊を「軍隊ではない」「自衛のための必要最小限度の実力組織である」と説明し、「そういった自衛隊の存在理由から派生する当然の問題」（1990年10月、工藤内閣法制局長官）として、武力行使の目的をもった部隊の海外派遣、集团的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加の3点について「許されない」という見解を示してきた。

よって、政府におかれては、日本の「自衛」とは無関係で、なおかつ海外で戦争をする国となる集团的自衛権行使を容認する憲法解釈の見直しは、立憲主義の立場から行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月16日

三浦市議会議長 岩野匡史

意見書提出先  
内閣総理大臣